

船舶事故調査報告書

平成25年2月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年10月9日（日） 12時55分ごろ
発生場所	新潟県佐渡市長手岬西方沖 佐渡長手岬灯台から真方位270° 1.5海里付近 （概位 北緯37° 59.0′ 東経138° 11.7′）
事故調査の経過	平成23年11月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 漁栄丸、4.98トン NG3-9863（漁船登録番号）、個人所有 12.27m（Lr）×2.65m×0.70m、FRP ディーゼル機関、180kW、昭和51年6月2日 B プレジャーボート 第五カサイ丸、3.4トン NG3-16983（漁船登録番号）、個人所有 7.36m（Lr）×2.61m×1.39m、FRP ディーゼル機関、140kW、平成11年6月1日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月26日 免許証交付日 平成20年10月14日 （平成26年6月26日まで有効） B 船長B 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月11日 免許証交付日 平成20年10月17日 （平成25年11月15日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首外板に擦過傷 B 右舷中央外板に亀裂等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、佐渡市春日岬西方沖での板びき網漁を終え、佐渡市二見港 ^{ふたみ} へ向けて帰途につき、約5ノットの対地速力で二見港南南西方に所在する二股岩に向ける針路として自動操舵に

	<p>より南東進した。</p> <p>船長Aは、後部甲板で漁獲物の整理作業をしながら、目視による見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、衝突の約10分前、周囲を確認して前路に他船はいないものと思い、漁獲物の整理作業を続け、同じ針路及び速力で航行を続けた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、佐渡市<small>おぎ</small>港沖で釣りを行っていたが釣果がなかったので、長手岬西方沖の釣り場に移動して機関を中立とし、漂泊して釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、右舷船尾部で右舷側を向いて釣りを行っていたところ、右舷方約200mにA船を認め、低速でB船に接近してきたので、B船の釣りの状況を聞きに来たものと思い、釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、A船の方位及び速力が変わらず、更に接近して来たので、衝突の危険を感じたものの、何もすることができず、平成23年10月9日12時55分ごろ、長手岬西方沖において、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝撃を感じ、B船が離れて行くのを見てB船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Bは、携帯電話で海上保安庁へ事故の発生を通報した。</p> <p>両船は、自力で佐渡市真野漁港へ入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：うねりの高さ 約1m、うねりの方向 北</p>
その他の事項	<p>A船は、レーダーがなかった。</p> <p>A船は、早朝に出港し、昼過ぎに帰港していた。</p> <p>B船には、音響信号設備としてエアホーンが装備されていた。</p> <p>船長A及び船長Bは、共に救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 A あり、B あり</p> <p>船体・機関等の関与 A なし、B なし</p> <p>気象・海象の関与 A なし、B なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>A船は、長手岬西方沖を南東進中、船長Aが、目視により周囲の船舶の確認を行ったものの、前路に他船はいないものと思い、見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、長手岬西方沖において、釣りをして漂泊中、船長Bが、右舷方から接近するA船を視認していたが、B船の釣りの状況を聞きに来たものと思い、漂泊を続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、長手岬西方沖において、A船が南東進中、B船が釣りをして漂泊中、船長Aが見張りを行わず、また、船長Bが、接近するA</p>

	船はB船の釣りの状況を聞きに来たものと思い、漂泊を続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・レーダーを装備していない船舶は、視覚、聴覚等による見張りを適切に行うこと。